

2026年度 夏期合同研究

7月13日から17日の5日間に亘って、2026年度夏期合同研究が開催された。

本年度は、分科会をZoomを利用した完全オンライン方式で、全体討議のみ「会場」と「Zoom」のハイブリッド形式で開催した。18の分科会にはのべ970名、全体討議にはのべ173名が参加した。

全体討議

離婚後共同親権を中心とする令和6年家族法改正

法制委員会 家事法制部会 委員 篠塚 至 (76期)

1 本発表の概要

本年7月16日に開催された夏期合同研究の全体討議では、本年4月1日に施行された改正民法(家族法)について、特に当会会員の関心が高いと考えられる離婚後共同親権を中心に取り上げた。前半は講義形式で、後半は父母それぞれの側から相談を受けた場合を想定したロールプレイ形式で解説した。



2 第1部 改正法の重要ポイント解説

前半では、長森亨委員が、重要ポイントに絞って改正法の解説を行った。

まず、新設された父母の人格尊重、協力義務について、「子の利益」のためのものである点を中心に解説した。次に、離婚後共同親権制度の導入について、必要的単独親権事由や総合考慮における判断要素といった民法819条7項の判断枠組みを解説し、続いて、改正で明確化された共同親権下における親権の行使方法の原則・例外や、新設された監護の分掌に関する規律を具体的に解説した。さらに、親権や監護権の紛争解決方法について解説した。

3 第2部 シミュレーション検討

後半では、典型事例として「6歳の子がいる父母」の事例をシミュレーションして、①同居中に母が別居を検討し始めた段階、②母が子を連れて別居し離婚協議を始めた段階、③離婚調停を経て離婚訴訟に移行する段階の三段階において、父母それぞれから相談を受けた弁護士の確認すべき点や注意点を検討した。

引き続き長森亨委員がコーディネーター役を務め、進行及び取りまとめを行った。

① 同居中・別居検討段階では、父側弁護士役を大畑敦子委員が、母側弁護士役を横山宗祐委員長が務めた。いわ

ゆる子連れ別居については、改正前から実務者間でも評価や対応が分かれていたが、法改正による影響や、父あるいは母から相談を受けた場面での弁護士としての考え方、取るべき法的手段などを中心に解説した。

② 別居後・離婚協議段階では、父側弁護士役を当職が、母側弁護士役を折井純委員が務めた。離婚希望の母と共同親権希望の父という場面で、「子の利益」を重視すべきこと、後の手続への影響も検討することといった点を中心に、事例を少しずつ変えながら解説した。

③ 別居後・離婚訴訟段階では、父側弁護士役を林祐介委員が、母側弁護士役を角田智美委員が務めた。離婚訴訟の審理構造について改正前との異同や改正後の争点による場合分けを解説し、父母双方のなすべき主張、提出すべき証拠、附帯請求の是非といった実践的な点を解説した。

4 終わりに

本改正は施行後まだ日も浅く、実務の運用は今後確立されていくものと考えられる。本発表の内容は、6月上旬までに入手できた情報に基づいて、法制委員会家事法制部会内で検討して構成したものであり、当会または会員個人としての改正法に対する解釈や意見を表明したものではないことを申し添える。

第1分科会

留置施設における処遇について

(刑事拘禁制度改革実現本部・人権擁護委員会 共催)

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局次長 宮崎 大輔 (61期)

本分科会では、元検事で2022年6月～2026年5月まで警視庁留置施設視察委員を務めた保坂洋彦弁護士（第一東京弁護士会）をお招きして、留置施設における処遇の現状と課題について講演をいただいた。

保坂弁護士からは、警視庁留置施設視察委員10名が分担して1委員年6回施設を視察していることや、視察時における施設や処遇に関する着眼点が紹介された。留置管理業務において、取調べ等の捜査活動の時間帯、食事提供、差入れ・面会・信書の取扱い、被留置者の護送等で捜査

と留置の分離が徹底されている旨説明があった。

また、視察委員会が、居室内の照明の改善（電球色や調光器の採用等）を求めて改善が進められた事例の報告があったが、その他に、求めた本のしおりの代わりとなる短い付箋の導入や拘置所によくある文機の導入は任期中に実現できなかった旨述べていた。

30名近くの参加があり、留置施設の処遇改善に向けた会員の高い関心がうかがわれた。

第2分科会

成年後見制度の改正

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員 唐沢 奈穂子 (74期)

2026（令和8）年6月17日に成年後見制度に関する民法等改正法・整備法が成立し、同月24日に公布され、施行は2028（令和10）年夏～秋頃である。新制度は補助に一元化し、必要性がある個別の課題について、代理権や同意権が付与される制度になる。本分科会では、法務省法制審議会民法（成年後見等関係）部会幹事の根本雄司弁護士（神奈川県弁護士会）をお招きし、当委員会の小池知子委員の司会で改正の要点について報告を行った。第一部は根本弁護士による基調講演で「令和8年民法等・任意後

見契約法改正の概要」と題して新制度の概要、経過措置、今後の課題等をご報告頂いた。第二部の質疑応答では山之内薫委員、野田彩弥加委員から、今後の運用上特に重要な事項を中心に質問し、根本弁護士と議論した。

新制度では社会福祉法等も併せて改正され、課題は今後の具体的な運用を通じて明らかになっていく。個別の分科会では最多となる106名の方にご参加いただき、新制度開始にあたり制度全般を俯瞰する大変有益な発表であった。

第3分科会

消費者契約法・特定商取引法改正議論の最前線

消費者問題特別委員会 特商法・割販法・消契法部会 部会長 岡野 佑紀 (76期)

本分科会では、「消費者契約法・特定商取引法改正議論の最前線」と題して、デジタル取引・特定商取引法等検討会で委員を務めておられる島菌佐紀弁護士（栃木県弁護士会）をお招きし、消費者契約法・特定商取引法改正で特に問題となっているテーマについて検討した。

消費者法については、消費者を取り巻く環境の劇的な変化を受け、大規模な改正が検討されている。本分科会では、まず筆者から消費者契約法改正の検討状況について、次いで島菌弁護士から特定商取引法改正の検討状況について

紹介いただいた。

その後、①インターネット取引の定義・範囲、②中途解約規制、③利用者の意図に反して商品購入等を促すダークパターンについての民事効、④特定商取引法違反業者への罰則、⑤解約料規制、という5テーマについて、筆者、島菌弁護士から問題提起をいただき、一橋大学名誉教授松本恒雄会員より解説をいただいた。

当日は33名もの方に参加いただくことができ、とても有意義な機会になったと考えている。

第4分科会

【交通事故を取り扱う全弁護士必聴！】自動車事故における軽微な後遺障害を取り扱う場合の留意点、及び人身傷害保険が付帯されている場合の事件処理の流れ

リーガル・アクセス・センター運営委員会 副委員長 神永 矩誠 (64 期)

本分科会は、2026年7月13日、リーガル・アクセス・センター運営委員会が担当し、「軽傷事案の後遺障害認定実務と、人傷・労災保険の実務処理」をテーマにオンライン開催した。伊藤明彦委員長のLACの現状報告に続き、榎木貴之弁護士（愛知県弁護士会・61期）が講演した。講演では、頸椎・腰椎捻挫等の軽傷事案について、自賠責、紛争処理機構、裁判の判断傾向と使い分けが整理された。14級9号・12級13号の認定における事故態様、症状の一貫性、画像所見、神経学的所見等の考慮要素に

加え、初診や訴えの遅れ、通院中断、通院頻度、MRI撮影、疼痛の常時性などの論点について、具体例を交えた解説がなされた。さらに、異議申立てや紛争処理申請の際に収集・提出すべき資料、主張の組み立て方にも触れられ、交通事故案件を受任する会員にとって実践的な内容となった。石田智也副委員長が閉会の辞を述べ、本分科会は終了した。

第5分科会

不法行為法実務における課題

不法行為法研究部 事務局長 志賀 晃 (59 期)

第5分科会では、下記内容の発表が行われ、最後に花本広志教授（不法行為法研究部オブザーバー 東京経済大学・現代法学部）が発表全体についての総括を行った。なお、本分科会の参加者は、約25名であった。

「原発損害賠償請求の15年間を振り返って」（野村吉太郎 部員 (41期)）

福島第一原子力発電所事故発生から現在までの間の賠償状況等の概略についての説明が行われた。

「生活費控除率と就労可能年数・死亡逸失利益請求において実際に使える主張立証を目指そう」（神村大輔 部員 (57期)）

死亡逸失利益の算定の際に現在の実務で用いられている数値に疑問を呈し、現代の社会情勢や個別事情を踏まえた解決を実現するための主張立証の方策についての提案が行われた。

「不貞慰謝料請求事件と過失-最高裁令和8年6月5日判決-」（志賀 晃 事務局長 (59期)）

直近の最高裁判決につき、その内容の紹介等が行われた。

第6分科会

裁判官の職務情報提供の推進・活性化にむけて (弁護士へのアンケート結果もふまえて)

裁判官の職務情報提供推進委員会 事務局長 大岩 直子 (47 期)

本分科会では、事前に会員に行ったアンケート結果を参照しながら、Web期日や民事訴訟のIT化をふまえ、熱心に議論がなされた。

Web期日については、裁判所が1つの事件に十分な時間をかけて双方の意見をよく聞き審理の充実化に寄与している、深みのある議論ができることもある、裁判所の意見を引き出すことも可能となるなど、多くの利便性が指摘され、全体として審理が充実しているという意見が多かった。他方で、裁判官の能力差が出てくる可能性、心証開示や

和解の場面ではリアルとの使い分けが必要等の指摘もあった。

また、Web期日が定着しIT化が進む中でも、裁判官の基本的な役割ないし原点は記録をよく読んで訴訟指揮をきちんと行うことにあり、裁判官に求められる資質が変化するわけではないとの意見も出された。

全体として、IT化という激動の時代において、あるべき裁判官像も変化していくと予想され、今後注視していくことが確認された。

第7分科会

最一小判令和8年1月22日に係る諸問題。
～マンション共用部分からの漏水事故と瑕疵につき工作物責任を負う者

弁護士業務改革委員会 マンション部会 委員 新美 智彬 (66 期)

「区分所有者の団体は、特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、民法717条1項本文にいう「占有者」に当たるといふべきである」と判断した判例を取り上げた。第一部では最高裁判所調査官の経験もある小池一利会員が基調報告を行い、第二部は奥島健二部会長、土屋賢司委員及び当職が加わりディスカッションを行った。

本判例はマンションにつきものの漏水に関するものであるが、示された判断は、それを超えて共用部分の設置保存の

瑕疵に起因するトラブル全般に影響を及ぼすものである。今後は、管理組合側、被害者側のいずれから相談を受けるにせよ、本判例を前提として対応をしなければならない。

他方、本判例に対しては、区分所有法の諸規定との整合性や、団体と区分所有者との関係性等、様々な観点からの指摘もなされているところである。

本報告が、相談対応の足掛かり、及び発展問題への気づきを与えるものになったのであれば幸いである。

なお、本判例は民集80巻1号登載予定とのことである。

第8分科会

あなたもひとこと Teams、mints ～民事司法のIT化と弁護士～

司法改革総合センター 委員長代行 三澤 英嗣 (48 期)

本分科会は、裁判所 Teams 及び2026年5月21日から弁護士に利用が義務化されている mints をテーマとした。

まず、当センター副委員長市川尚から、Teams についてのアンケート結果の紹介、次に、当センター委員深井俊至から、mints についてのアンケート結果の紹介があった。Teams と mints のいずれも会員から肯定的意見がある一方、システムに改善すべき点が多いとの意見が多数あったことが報告された。そして、当センター委員によるパネルディスカッションでは、2027年以降に導入予定の TreeeS

において mints と同様の不都合が生じないように裁判所に改善要望を伝えておくことが必要との意見や、Teams の利用普及による男女共同参画への影響の議論等があった。

また、当センター委員佐藤貴則から、東京都弁護士協同組合の協力による組合員向け mints 対応サポート事業の紹介、当センター委員早川吉尚から、国際紛争解決へのウェブ会議システム導入についての問題点の紹介と提言があった。

第9分科会

デジタル化全面施行後の民事訴訟実務と将来の展望

民事訴訟問題等特別委員会 委員長 林 康弘 (67 期)

本分科会では、2026年5月21日に施行された民事訴訟フェーズ3に関連する講演を実施した（参加者101名）。

第1部では、筆者が、電子申立てやシステム送達、電証など、従前の制度・実務から変更された点や現に生じている問題点等を、東京地裁の回答にも言及しつつ概説した。

第2部では、町田健一委員が mints 申立てに関する問題点や実務上の有用性を踏まえ自ら考案した mints 転記用ファイル及び PDF 活用ツール、マクロを導入した Excel 等を紹介し、永石一恵委員が、ツールの一部を実演した。また、

情報処理安全確保支援士でもある稲益寛明副委員長が、「PDF 利用時の情報セキュリティに関する留意点」として、脅威の類型や具体例を紹介し、対策について解説した。

第3部では、町田委員が、韓国の次世代電子訴訟システム等民事訴訟のデジタル化の経緯や AI を活用する動きを簡潔に紹介し、日本における AI 活用を考える契機を提供した。

第10分科会

外為法・外資規制動向と日本固有の参入障壁

国際委員会 副委員長 浅田 一樹 (73 期)

2026年7月15日、夏期合同研究にて国際委員会のセッションが開催された。テーマは「外為法・外資規制動向と日本固有の参入障壁」であり、外資参入を阻む「事前規制型」の行政構造や「安全神話」の文化、現場での遅延・不透明さの実態、そして弁護士が果たすべき役割を提示する内容であった。

第一部では行木愼一委員が基調講演を行い、規制緩和の歴史と「見えない参入障壁」について問題提起を行った。第二部のパネルディスカッション（パネリスト：行木委員、

ミヒャエル・アンドレアス・ミュラー委員、アレクセイ・ロセフ委員、早川大樹委員、司会：筆者）では、外為法・労働法・食品規制等の実務課題を「ヒト・モノ・カネ」の視点から議論した。OECD データや英・独等の運用と比較し、不透明な手続への対処法や、理想と実務のギャップを乗り越えるための提言・ルールメイキングの重要性を深掘りした。

多数の参加に感謝するとともに、今後も実務に資する企画を発信していく所存である。

第11分科会

一連の入管法改定に伴う外国人政策のまとめ

外国人の権利に関する委員会 委員 西山 英彦

出入国管理及び難民認定法（入管法）の4つの主要分野（入国・上陸、在留、退去強制、難民・補完的保護認定）における近年の改正について、全般に通じている滑川和也弁護士（広島弁護士会）から、その概要と評価についてお話しいただいた。

在留関係の手数料の値上げは大幅であり、減額対象者は極めて限定的である。永住者資格取消制度は、悪質な者を排除し、適切在留の永住者への不当な偏見を防ぐという目的自体が誤っており、取消による永住者への不利益が大き

すぎる。在留資格「経営・管理」の厳格化は、資本金要件の高額化が制度の目的を達成できていない。弁護士通知制度の廃止、ゼロプラン、強力推進パッケージは、退去強制令書発付から1か月以降に当該外国人の送還を実施するとの運用のため、裁判を受ける権利の保障になっていない。総じて、外国人を厳格に管理し、排除する改正となっているとの結論であった。

第12分科会

2025(令和7)年改正公益通報者保護法と法定指針の概要

公益通報者保護特別委員会 委員 蜂須 明日香 (66 期)

内部通報・不正の告発に関する法律である公益通報者保護法（平成16年法律第122号）は定期的に見直しが行われているところ、2025（令和7）年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年第62号）が公布された。本年は法定指針、国の行政機関・地方公共団体向けガイドラインがそれぞれ一部改正されたほか、令和7年改正を踏まえQ&Aを含め消費者庁サイト上の各種コンテンツの更新も行われるなか、本年12月1日の施行を待つ状況となっている。

このような状況を踏まえ、当委員会の川西拓人委員長から公益通報者保護制度の意義につき説明がなされ、同法を所掌する消費者庁の参事官（公益通報・協働担当）付政策企画専門官である岩田朋子氏、篠原克生氏から、改正事項等について説明がなされた。次いで、渡邊有希子委員、橋本幸太委員による質疑応答を通じて、参加会員の理解を深めるに至った。

逸見佳代副委員長が本日の内容を総括し、本分科会は盛会のうちに閉会した。

第13分科会

離婚事件における弁護士業務妨害への対応策と予防策

弁護士業務妨害対策特別委員会 副委員長 梅津 有紀 (54 期)

本分科会では、当委員会の澄川洋子委員から、同委員がこれまで離婚事件を担当する中で実際に遭遇した4つの業務妨害事例について、事案の概要、業務妨害の内容、当時の対応策が紹介された。さらに、当委員会の委員長経験者である藤川元・会員、石川直紀会員を交えて、澄川委員とともに座談会形式にて、上記事例における対応が適切であったか、他の対応策があり得たかという点につき議論がなされた。具体的な対応策として、電話の録音を含む業務妨害の記録化、警察署への被害相談や警察からの

警告、複数弁護士での対応、裁判所への警備依頼等が挙げられ、また、インターネット上の業務妨害や濫用的懲戒請求や損害賠償請求等の妨害類型についても議論がなされた。最後に、質疑応答が行われ、参加者から、東京地方裁判所の保全部（第9部）における審理の状況や業務妨害として当委員会へ支援要請する際の基準などにつき質問がなされた。離婚事件の相手方などからの業務妨害に限らず、業務妨害に悩んでいる会員は、一人で抱え込まずに当委員会に支援要請されたい。

第14分科会

税金かかるって、どうやって争うの？

～知らなかったで済まされない税務手続、申告から訴訟まで～

税務特別委員会 委員 島田 真章

本分科会では、税務手続を4つに分けた上で、水村佳和委員が税務申告手続を、筆者が税務調査手続を、稲垣奈津子副委員長が再調査の請求及び審査請求を、今川正顕副委員長が訴訟手続をそれぞれ担当し、自身の経験等を交えて各手続についての講義を行った。

税務手続のうち紛争が顕在化する前の税務申告や税務調査への対応は、税理士の専門領域に属する印象が強い。しかし、相続や組織再編等に典型的に見られるとおり経済的な価値の移転が伴う場面では税金と無縁ではいられない。

弁護士といえども国税の課税の流れに関して少なくとも基本的な理解をもち、各種の期限や課税庁との情報格差に留意しつつ、将来の税務調査や争訟に備えることが求められる。再調査請求、審査請求、税務訴訟では柔軟な解決ができないことに照らすと、処分される前の税務調査の段階から弁護士が関与することの意義は大きい。こうした観点から理解を深める機会になるよう努めた。

第15分科会

刑事手続IT化のこれまでの議論と施行を見据えて

刑事法対策特別委員会 委員長 神谷 竜光 (67 期)

第二東京弁護士会の久保有希子弁護士を招聘し、来年3月31日までに全改正が施行予定の刑事手続のIT化（①刑事手続関係書類の電子化、②捜査・公判等の手続のオンライン化、③①②の実施を妨げる行為等に関する罰則等）について、講演と質疑討論等を行った。

最も重要なのは、違反した場合の罰則もある電磁的記録提供命令の創設であり、被疑者・被告人も名宛人になりうるため、黙秘権との関係が問題になる。また、当該命令に対しては、不服申立ても可能であるため、通信事業者を含め

適切な運用がなされるように注視していく必要があるとのことであった。

また、裁判所、検察庁がそれぞれで、オンラインでの書類のやり取りをできるシステムを開発中で、裁判所のシステムの習熟準備期間としては今年の10月以降が予定されているものの、まだシステムそのものは完成しておらず、急ピッチで準備中であるとのことであった。

この他にも種々問題点や懸念点が多い改正のため、別途LIBRAの記事にて詳細を紹介予定である。

第16分科会

日弁連提言「死刑の代替刑としての終身拘禁刑」を考える

死刑制度廃止実現本部 事務局長 大森 顕 (53 期)

本分科会では、日弁連の「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」(2022年)に関わられた小田清和弁護士(広島弁護士会)を講師にお招きし、上記提言がなされるに至った経緯や、同提言で死刑に代わる最高刑として挙げられた「終身拘禁刑」とはどのようなものかお話を伺った。

お話の中では、まず2024年に行われた世論調査で「仮釈放のない終身刑が導入されれば死刑を廃止する方が良い」という回答が37.5%に上っていることが紹介された。仮釈放

のない終身拘禁刑は、現在もある無期拘禁刑とは仮釈放がないとの点で質的に違うものであり、厳格な要件のもとでの仮釈放があり得る無期拘禁刑への減刑制度も備えていることが世界人権宣言を始めとする国際規約に反しないものとなるというお話を伺った。また、終身拘禁刑が創設されれば、生涯を刑事施設で過ごす受刑者の処遇について検討すべきであるというお話もあった。そして、被害者及び被害者遺族への情報提供などの種々の配慮や支援制度の充実も忘れてはならないというお話で締めくくられた。

第17分科会

教育現場の変容と憲法の危機

憲法問題対策センター 事務局次長 高井 健太郎 (71 期)

子ども向け「防衛白書」の小学校への配布や高校卒業生名簿の自衛隊への提供等。本分科会は、近年続発するこれら教育現場をめぐる諸問題をどのように捉えたらよいのか、その知見を得たいとして企画された。講師として、教育基本法「改正」から奨学金等若者層の貧困化問題まで幅広く取り組み、[ブラックバイト]の命名者でもある大内裕和教授(教育社会学、武蔵大学)をお招きした。

大内教授の講演では、「1995年」がターニングポイントとして強調された。すなわち、我が国が新自由主義経済に舵を

切ったこの年代以降、分厚い「総中流階級」意識によって支えられていた経済的な統合に代わり、国家主義的なイデオロギーによる統合が図られてきたという。そして、それに相即するかたちで、教育現場では公教育の縮小と市場化、そして、2006年の教育基本法「改正」による「愛国心」の醸成が図られたことが解説された。

本分科会での議論の射程は、喫緊の辺野古学習への政府介入や国旗損壊罪成立等にも及び、これらすべてが来る憲法「改正」の前哨戦に位置づけられるものと実感された。

第18分科会

これからどうなる再審法

再審法改正実現本部 副本部長 古本 晴英 (50 期)

7月17日、分科会が実施されたその当日、改正刑事訴訟法が成立した。いわゆる再審法の改正である。講師は、法制審議会の刑事法(再審関係)部会の委員を務め、衆議院の法務委員会でも参考人として意見を述べた村山浩昭会員が務めた。

改正法では検察官抗告を原則禁止しながら、十分な根拠がある場合は可能となっている。検察官抗告がなされた場合は、十分な根拠がないことを早期に主張し、事実調べに入らせないことが重要だと指摘がなされた。また、証拠開示の

規定が設けられたが、運用によっては改正前よりも開示が困難になる懸念が広がっている。これについても主張との関連性だけでなく、開示の必要性について説得力ある主張を展開することが重要だとの説明がなされた。

村山講師は改正結果を「悔しい」と述べられた。ただ、改正法の評価は、今後どのように運用されるかによって大きく変わる。多くの弁護士が改正法と改正経緯を学び、再審事件に取り組むにあたり、的確な主張を粘り強く行う重要性が確認できた。